

第8回
民事判決情報データベース化検討会
事務局作成資料
(令和5年5月24日)

これまでの会議の経過と本日の会議の内容

○ これまでの会議の経過

第1～4回：有識者ヒアリング等を実施した上、今後の検討方針について確認

第5回：有識者ヒアリング（日弁連法務研究財団等）

第6回：財団実証実験に関する補足説明・第4回会議の積み残し

第7回：適切な仮名処理の在り方等

○ 本日の会議の内容

- ・ 取得する民事判決情報の範囲
- ・ 情報管理機関の適格性等

第1 取得する民事判決情報の範囲

第2 情報管理機関の適格性等

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 令和4年改正民事訴訟法により民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続のデジタル化が図られることとなるが、これらの手続における電子判決書（これに代えて作成される電子調書を含む。）に記録された情報に加え、決定及び命令に係る情報についても基幹データベースに収録することについて、どのように考えるか。また、収録するものとする場合、その対象とする決定及び命令の範囲について、どのように考えるか。

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 (論点の説明要旨)

- 民事判決情報提供の意義
 - ・ 民事判決書の最大の目的・機能が、当事者に対して判決の内容、すなわち、当事者の請求、主張及び立証を明らかにするとともに、裁判所がどのような証拠からどのような事実を認定し、その認定された事実を踏まえてどのような法律を適用し、どのような結論を導いたかを明らかにすることを知らせるとともに、これに対して上訴するかどうかを考慮する機会を与えることにあることについては多言を要しないが、このことだけにとどまらず、本検討会においても繰り返し指摘されてきたように、一般国民に対して、具体的な事件を通じ法の内容を明らかにするとともに、裁判所の判断及び判断の過程を示すことによって裁判の公正を保障することなどにもある。
 - ・ 司法制度改革審議会意見書においても、「判例情報の提供により、裁判所による紛争解決の先例・基準を広く国民に示すことは、司法の国民に対する透明性を向上させ、説明責任を明確化するというにとどまらず、紛争の予防・早期解決にも資するものである」として、「判例情報をプライバシー等へ配慮しつつ、インターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供すべきである。」と指摘されている。
 - ・ 裁判の公開について定める憲法第82条第1項は、裁判の「対審」すなわち民事訴訟における口頭弁論及び「判決」について、公開法廷で行うこととしており、判決について、民事訴訟法上は、閲覧等制限の決定がない限り、裁判の公開が禁止された場合であっても、何人も、裁判所書記官に対し、閲覧を請求することができる（秋山幹男ほか「コンメンタール民事訴訟法II 第2版」224ページ）。
 - ・ 本検討会において示された裁判例の傾向分析、AIの研究・開発基盤の整備、より精緻な統計的分析等、多様な利活用の在り方を前提とすると、基幹データベースには、幅広い範囲の民事判決情報を収録することが志向されるべきであると考えられる。財団PTにおける議論においても、令和4年改正民事訴訟法により、電磁的記録として作成されるようになる年間約20万件の民事判決（簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所における民事訴訟事件及び行政訴訟事件に係る判決）を念頭に置いて検討が進められていたところである。

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 (論点の説明要旨)

- ・ 従前、本検討会においては、上記のとおり、民事「判決」を念頭に置いて検討が進められてきたところであり、判決以外の決定・命令については、対象に含めることは想定されていなかったことから、その意義の有無や当否については慎重に検討する必要がある。
- ・ 民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続（以下「民事訴訟手続等」という。）においては、権利義務についての終局的（・中間的）判断である判決に向けた手続追行の過程において決定や命令の形式で種々の裁判がされることがある。一般に、決定及び命令は、裁判機関の判断又は意思の表示という点では判決と共通するものの、訴訟指揮の措置、付随的派生的事項、暫定的判断事項、迅速性の要請の高い事項など、機動性、迅速性が重視される事項を対象とするものであり（裁判所職員総合研修所監修「民事訴訟法講義案（三訂版）」259ページ）、その性質は判決とは大きく異なる。こうした点を踏まえ、手続上も、口頭弁論を経るか否かは裁判所の裁量に委ねられ（民事訴訟法第87条第1項ただし書）、相当と認める方法で告知すれば足りるとされ（同法第119条）、訴訟指揮に関する決定及び命令はいつでも取り消すことができ（同法第120条）、書面による裁判が要求されないことがあり（民事訴訟規則第67条第1項第7号参照）、必ずしも独立の上訴ができるとは限らず、許される場合は抗告・再抗告という簡易な不服申立てによることとされている（同法第328条、330条）などの点で判決とは異なる取扱いがされ、憲法上も「公開」が明記されているものではない。

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 (論点の説明要旨)

- また、決定及び命令については、理由の詳細が示されないものや、定型的なもの、裁判書の作成に代えて調書に記載されるものも数多く存在し、相当な方法で告知すれば足りることとされているため、口頭により告知がされることもあるなど、告知の在り方も一様ではない。不服申立ての対象となるものについては理由を記載することが望ましいとされているものの（「コンメンタール民事訴訟法Ⅱ第2版」526～527ページ）、記載の程度について明確な基準はなく、それぞれの事案における決定や命令の重み付けを踏まえた簡易迅速な処理という訴訟運営上の観点から、ふさわしい方法、内容で告知されている実情にあるものと考えられる。こうした点を踏まえると、民事訴訟手続等における決定や命令については、判決とは異なり、広く一般的に国民に提供する意義に乏しいように考えられる。
- さらに、決定及び命令を一律に基幹データベースに収録することとした場合には、情報管理機関において処理・管理する情報量の増加、負担の増加につながり、ひいては利用者の負担する料金への影響が懸念される。・ もっとも、民事訴訟手続等における決定及び命令には、上告裁判所による上告却下決定や上告棄却決定（民事訴訟法第317条）のように、終局的判断が示されているものがあり、こうした上告審における上告却下決定や上告棄却決定については、基幹データベースに同様に収録するニーズがあるという考え方もあり得る。また、現状においても、例えば、移送の申立てや文書提出命令の申立てに対する決定等の一部については、裁判書が作成され、結論に至る裁判機関の判断過程が詳細に示されているものが裁判所のウェブサイト、商用データベースや判例雑誌において紹介されており、一定のニーズがあることがうかがわれる。
- 以上を踏まえ、民事訴訟手続等における決定及び命令を基幹データベースに収録する対象とするべきか否かについて、どのように考えるべきか。【論点1-1】

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 (論点の説明要旨)

- 仮に対象とするとした場合、収録する決定及び命令の範囲
 - ・ 仮に民事訴訟手続等における決定及び命令を国民に提供する一定の意義があるとしても、上記のとおり、決定及び命令は、多種多様なものがあり、告知の方法、内容も一様ではないところ、こうしたものを一律に基幹データベースに収録することとした場合には、情報管理機関において処理・管理する情報量の増加、負担の増加につながり、ひいては利用者の負担する料金への影響が懸念される。また、調書記載により裁判書の代用が認められる決定及び命令（民事訴訟規則第67条第1項第7号参照）は、そもそも基幹データベースへの収録になじまないと考えられる。そこで、収録する決定及び命令の範囲について検討する必要がある。
 - ・ 例えば、上告裁判所による上告却下決定や上告棄却決定（民事訴訟法第317条）のように、終局的判断が示されているものについては、基幹データベースに収録される判決の確定の有無等を判断する上で、収録の意義があると解する見解があり得る。また、前記のとおり、現在も裁判所のウェブサイト等に掲載されている種類の決定又は命令（例えば、移送申立てや文書提出命令の申立てに対する決定）であって、裁判書が作成され、判断の過程が詳細に示されているものについては、収録の意義があるとも考えられる。
 - ・ なお、住所、氏名等の秘匿決定や閲覧等制限決定については、その制度趣旨に照らしても、また、利活用に供することで訴訟提起の萎縮効果を生ずるおそれも懸念されることから、情報管理機関に提供すること自体が望ましくないと考えられる。
 - ・ 以上を踏まえると、決定及び命令のうち一定のものについて、基幹データベースの収録対象とすべきとしても、その範囲については、情報管理機関の負担を考慮しつつ、決定及び命令を国民に提供することの意義を十分踏まえて検討すべきであると考えられるが、どのように考えるべきか。【論点1-2】

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 (参考)

- 決定及び命令の例
 - ・ 補正命令・訴状却下命令
 - ・ 期日指定・期日変更
 - ・ 付合議決定
 - ・ 特別代理人選任・改任
 - ・ 移送に関する決定
 - ・ 弁論準備手続等に付する決定
 - ・ 秘匿決定
 - ・ 閲覧等制限決定
 - ・ 文書送付嘱託に関する決定
 - ・ 文書提出命令に関する決定
 - ・ 証人尋問の申出に関する決定

第1 取得する民事判決情報の範囲

論点1 (再掲)

論点1 令和4年改正民事訴訟法により民事訴訟手続及び行政事件訴訟手続のデジタル化が図られることとなるが、これらの手続における電子判決書（これに代えて作成される電子調書を含む。）に記録された情報に加え、決定及び命令に係る情報についても基幹データベースに収録することについて、どのように考えるか。また、収録するものとする場合、その対象とする決定及び命令の範囲について、どのように考えるか。

論点1-1 民事訴訟手続等における決定及び命令を基幹データベースに収録する対象とするべきか否かについて、どのように考えるべきか。

論点1-2 決定及び命令のうち一定のものについて、基幹データベースの収録対象とすべきとしても、その範囲については、情報管理機関の負担を考慮しつつ、決定及び命令を国民に提供することの意義を十分踏まえて検討すべきであると考えられるが、どのように考えるべきか。

第2 情報管理機関の適格性等

1 総論

- これまで指摘されてきたとおり、民事判決情報の提供には、国民に対する司法の透明性向上や国民に対する行動規範・紛争解決指針の提示といった意義があり、更に進んでより多くの民事判決情報を国民が利用しやすい形で提供することは、裁判の公開を充実することにつながり、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとともに、司法のより適正な運用につながると考えられる。
- このような民事判決情報の提供の意義に照らすと、提供される民事判決情報は、内容の正確性、最新性が確保されることが強く要請される一方で、民事判決情報には訴訟関係人に関する情報が含まれることが不可避であることから、国民への提供に際しては、訴訟関係人のプライバシー等の権利利益への適切な配慮も欠かせない。
- こうした要請に応えつつ、広く国民一般に民事判決情報を提供するための方策として、本検討会においては、情報管理機関の下に基幹となる民事判決情報のデータベースを構築し、これを通じて民事判決情報を提供する仕組みを設けることを念頭に検討が進められてきた。
- 本検討会においても指摘されたように、この検討の中核となるのは、民事判決情報の提供の担い手となる情報管理機関におけるガバナンスの在り方であり、上記のような意義や要請を踏まえつつ、その適格性や業務運営の適正を確保するための実効的な方策について、既存の法制度も参照しつつ、検討を加える必要がある。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2）

論点2 民事判決情報の提供の意義に照らすと、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報については、当該民事判決情報に係る訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすべきであると考えられるが、どうか。また、そのための規律を整備するに当たり、留意すべき点はあるか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・論点の説明要旨）

- 提供の規律について
 - ・ 情報管理機関が提供する民事判決情報は、基本的には適切な仮名処理を行った後のものである。適切な仮名処理の在り方については、引き続き検討を要するものの、具体的な事実関係を読み取ることができる状態でデータベースにすることに意義があると考えられることからすれば、商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報については、必ずしも仮名処理がされるとは限らない。
 - ・ 情報管理機関がこうした情報を利用者に提供するための関係者の権利利益への配慮の在り方として、民事判決情報にその氏名や住所等が記録された個人の同意を得るという方法が考えられなくはないものの、年間約20万件程度生成される民事判決情報について、これらの訴訟手続に関与する立場にない情報管理機関が全ての訴訟関係人から同意を取得することはおよそ現実的でなく困難であると考えられる。そのために民事判決情報を利用者に提供することができないとなれば、基幹データベースが成り立たないこととなる。他方、本検討会においては、民事判決情報の提供に当たりオプトアウトによる第三者提供の方法（訴訟関係人の求めに応じて民事判決情報の提供を停止する方法）を採用した場合に基幹データベースが成り立たないことを懸念する指摘もあった。そこで、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報については、当該民事判決情報に係る訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすべきであり、そのための規律の整備が必要であると考えられるが、どうか。【論点2-1】

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・論点の説明要旨）

- 訴訟関係人の権利利益に対する配慮について
 - ・ 上記の規律の整備に当たっては、民事判決情報の提供に關与することのできない訴訟関係人の権利利益についてどのように配慮すべきか検討をする必要があると思われる。
 - ・ 判決書は、公開の法廷でやりとりされた情報に基づき生成されたものであり、閲覧等制限の決定がない限り、誰でも閲覧をすることができるものであることから、その情報が第三者に提供されることによって、直ちに訴訟関係人のプライバシー等の権利利益が侵害されるとは考え難い。
 - ・ もっとも、裁判所において判決書を閲覧に供するにとどまらず、情報管理機関においてこれをそのままデータベース化して広く国民や社会の利用に供することとなれば、訴訟関係人の権利利益が害されるおそれがあることから、その保護を図る必要があることについては、財団PTにおいても異論はなかったところであり、民事判決情報が他のデータと結合・加工されるなどして、本人に不測の権利利益侵害を及ぼすおそれが高まる可能性にも十分留意する必要があるだろう。
 - ・ 本検討会においても、こうした状況等を踏まえ、制度に対する信頼を確保する観点からも、提供される民事判決情報については、個人を推知させる情報はともかくとして、個人である訴訟関係人の氏名、住所等一定の情報に仮名処理が施されたものとする、仮名処理を含めた民事判決情報の取扱いについては適格性の担保された情報管理機関に行わせるものとするに異論はなく、また、一定の場合には訴訟関係人の申出に応じて提供する民事判決情報を是正する仕組みを設けることや、そのための体制整備を行う必要があるという方向性にも異論がなかったところである。こうした制度的な手当てをすることで訴訟関係人の権利利益に対する適切な配慮が行われると考えられるが、なお留意すべき点はあるか。【論点2-2】

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・参考）

個人情報保護に関する法律（以下「個人情報法」という。）上、個人情報取扱事業者は、「個人データ」を第三者に提供するにあたっては、原則として、事前の本人同意を得る必要があるとされている（個人情報法第27条第1項）。「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報であり、「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」等をいうものとされている（個人情報法第16条第1項・第3項）。この点、基幹データベースは、そのデータベース中に蓄積された情報に個人情報としての索引が付されているわけではない場合には、「特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」には該当せず、「個人情報データベース等」には該当しないと考えられる（個人情報保護法制研究会「個人情報保護法の解説《第三次改訂版》」85～86頁参照）。このため、基幹データベースが「個人情報データベース等」に該当しない場合には、情報管理機関による民事判決情報の第三者への提供は、「個人データ」の第三者提供には該当しないと考えられる。なお、仮に基幹データベースが「個人情報データベース等」に該当するとしても、「法令に基づく場合」には、本人の同意なく個人データを第三者に提供することが可能である（個人情報法第27条第1項第1号）から、仮名処理後の民事判決情報の提供を規律する法令が整備されれば、個人情報法第27条第1項の問題は生じないと考えられる。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・参考）

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（定義）

第十六条 この章及び第八章において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

2 この章及び第六章から第八章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等

四 地方独立行政法人

3 この章において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4～8 （略）

第2章 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・参考）

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・参考）

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一 第三者への提供を行う個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。以下この条、第三十条第一項第一号及び第三十二条第一項第一号において同じ。）の氏名

二 第三者への提供を利用目的とすること。

三 第三者に提供される個人データの項目

四 第三者に提供される個人データの取得の方法

五 第三者への提供の方法

六 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

七 本人の求めを受け付ける方法

八 その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める事項

3～6 （略）

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点2・再掲）

論点2 民事判決情報の提供の意義に照らすと、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報については、当該民事判決情報に係る訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすべきであると考えられるが、どうか。また、そのための規律を整備するに当たり、留意すべき点はあるか。

論点2-1 基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報については、当該民事判決情報に係る訴訟関係人の同意を要することなく利用者に提供することができるようにすべきであり、そのための規律の整備が必要であると考えられるが、どうか。

論点2-2 （適切な仮名処理を行うこと、仮名処理を含めた民事判決情報の取扱いについては適格性の担保された情報管理機関に行わせるもこと、一定の場合には訴訟関係人の申出に応じて提供する民事判決情報を是正する仕組みを設けること、そのために情報管理機関の体制整備を行うことなど）制度的な手当てをすることで訴訟関係人の権利利益に対する適切な配慮が行われると考えられるが、なお留意すべき点はあるか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3）

論点3 情報管理機関における仮名処理前後の民事判決情報の管理の適切性を確保するためには、情報管理機関が事業の目的の達成に必要な範囲を超えて仮名処理前後の民事判決情報を取り扱ってはならないことは当然として、組織的、人的、物理的、技術的に必要となる安全管理措置を講ずることや、漏えい等が発生した場合の監督官庁への報告を義務付けること、提供する情報を正確かつ最新の内容とすることなどが考えられるが、具体的にはどのような規律を設けることが考えられるか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・論点の説明要旨）

- 検討の視点
 - ・ 訴訟関係人のプライバシー等の権利利益の保護を図るという観点からは、仮名処理前後の民事判決情報の管理に当たっては、一定の安全管理措置を講ずる必要があると考えられる。
 - ・ 本検討会においては、民事判決情報は、民事訴訟法上、原則として誰でも閲覧できる情報であること等から、情報漏えいによりプライバシーが侵害される場合について、どのような情報が、どのような形態で流布した場合に訴訟関係人のプライバシーを侵害することになるのかという点を丁寧に議論する必要があるとの指摘があった。
- 安全管理措置の具体的内容

情報管理機関が講じるべき安全管理措置の具体的な内容としては、組織体制の整備や業務規程の整備等の組織的安全管理措置、従業員の教育等の人的安全管理措置、民事判決情報の削除を行う際に復元困難な方法を採用するなどの物理的安全管理措置、情報管理機関内部におけるアクセス制御や外部からの不正アクセスの防止等の技術的安全管理措置が考えられるが、これらの措置を講ずるに当たって、情報管理機関が民事判決情報を取り扱うという観点から、特に留意すべき事項は考えられるか。【論点3-1】
- 従業員の監督等
 - ・ 情報管理機関において仮名処理前後の民事判決情報に関する安全管理措置を講ずるとして、その適正な運用を図るためには、従業員に対する適切な監督が不可欠であると考えられる。
 - ・ そこで、民事判決情報の取扱いについて、情報管理機関の従業員に一定の義務を課することについてどのように考えるか。【論点3-2】

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・論点の説明要旨）

- 漏えい等が発生した場合の報告
 - ・ 基幹データベースに収録される民事判決情報については、訴訟関係人が個人である場合のその氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等の情報について仮名処理が行われるべきものと考えられるが、こうした処理が適切に行われているのであれば、仮に仮名処理後の民事判決情報が漏えいするような事態が生じた場合であっても、直ちに訴訟関係人の権利利益が侵害されるとは考え難い。
 - ・ もっとも、民事判決情報には要配慮個人情報が含まれることもあり得ることから、制度に対する信頼を確保する観点からは、仮名処理後の民事判決情報を含め、漏えい等の事態が生じた場合には監督官庁に対する報告を義務付けることが考えられるが、どうか。【論点3-3】

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・論点の説明要旨）

- 提供する民事判決情報を正確かつ最新の内容に保つ必要性
 - ・ 情報管理機関が提供する民事判決情報が判決書の内容と異なっていたり、更正決定の内容が反映されていなかったり、上訴の有無に関する情報が適切に反映されていなかったりすると、国民が判決の内容を正確に理解することができない。そればかりか、情報管理機関が提供する民事判決情報は、司法に携わる法律実務家等にも利用されることが想定されることからすれば、新たな裁判の形成過程等に悪影響を及ぼす事態も懸念される。
 - ・ 情報管理機関が裁判所から取得する民事判決情報は、電磁的記録であることが想定されることから、判決書の写しを手作業で電磁的記録にする現状の運用に比べれば、提供する民事判決情報を整備する作業の過程で誤植等が発生する可能性は少なくなると考えられるが、情報管理機関における一定の作業が想定される以上、仮名処理その他のデータ整備の過程において、民事判決情報の正確性が損なわれる事態を全く想定しないのは適切ではないと考えられる。
 - ・ そうすると、情報管理機関が提供する民事判決情報が判決書（電子判決書）の内容と相違なく、できる限り最新の情報であることを担保するための規律が必要であると考えられる。
 - ・ こうした規律を設けるとして、その実効性を担保するためには、情報管理機関において適切な業務フローを設けることや従業者への教育を含む適切な措置を行うことが考えられる。
 - ・ また、情報管理機関から提供を受けた民事判決情報が電子判決書の内容と異なっていることや最新の情報ではないことを知った利用者等の申出を受け付けて、必要な是正を行うなどといった措置も考えられるが、どうか。

【論点3－4】

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・参考）

○ 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（データ内容の正確性の確保等）

第二十二條 個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

（安全管理措置）

第二十三條 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十四條 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい等の報告等）

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・参考）

第二十六条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（仮名加工情報の作成等）

第四十一条（略）

2～4（略）

5 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。この場合においては、第二十二條の規定は、適用しない。

6～9（略）

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・参考）

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）
（安全管理措置）

第二十条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第二十一条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、その従業者に認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱わせるに当たっては、当該医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（従業者等の義務）

第二十二条 認定匿名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者は、認定事業に関して知り得た医療情報等又は匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・参考）

○ 個人情報通則ガイドライン

- ・ 個人情報における安全管理措置をみると、その内容は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の規模及び性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質及び量を含む。）、個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切なものとしなければならないとされている。具体的に講じなければならない措置や当該措置を実践するための手法の例等については、「10（別添）講ずべき安全管理措置の内容」を参照のこと。（個人情報通則ガイドライン53ページ）
情報管理機関が講じらなければならない安全管理措置の具体的な内容については、個人情報上の安全管理措置を参考に検討することが考えられるところ、個人情報通則ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者は、以下のような安全管理措置を講じなければならないこととされている。
- ・ 組織的安全管理措置
 - (1) 組織体制の整備
 - (2) 個人データの取扱いに係る規律に従った運用
 - (3) 個人データの取扱状況を確認する手段の整備
 - (4) 漏えい等事案に対応する体制の整備
 - (5) 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し
- ・ 人的安全管理措置
従業員の教育

第2章 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・参考）

- ・ 物理的安全管理措置
 - (1) 個人データを取り扱う区域の管理
 - (2) 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
 - (3) 電子媒体を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
 - (4) 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄
- ・ 技術的安全管理措置
 - (1) アクセス制御
 - (2) アクセス者の識別と認証
 - (3) 外部からの不正アクセス等の防止
 - (4) 情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点3・再掲）

論点3 情報管理機関における仮名処理前後の民事判決情報の管理の適切性を確保するためには、情報管理機関が事業の目的の達成に必要な範囲を超えて仮名処理前後の民事判決情報を取り扱ってはならないことは当然として、組織的、人的、物理的、技術的に必要となる安全管理措置を講ずることや、漏えい等が発生した場合の監督官庁への報告を義務付けること、提供する情報を正確かつ最新の内容とすることなどが考えられるが、具体的にはどのような規律を設けることが考えられるか。

論点3-1 これらの安全管理措置を講ずるに当たって、情報管理機関が民事判決情報を取り扱うという観点から、特に留意すべき事項は考えられるか。

論点3-2 民事判決情報の取扱いについて、情報管理機関の従業員に一定の義務を課することについてどのように考えるか。

論点3-3 仮名処理後の民事判決情報を含め、漏えい等の事態が生じた場合には監督官庁に対する報告を義務付けることが考えられるが、どうか。

論点3-4 情報管理機関から提供を受けた民事判決情報が電子判決書の内容と異なっていることや最新の情報ではないことを知った利用者等の申出を受け付けて、必要な是正を行うなどといった措置も考えられるが、どうか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点4）

論点4 情報管理機関において仮名処理前の民事判決情報が漏えいする事態を防止するためには、論点3の安全管理を図るための措置の一環として、仮名処理を実施して基幹データベースに収録した後、仮名処理前の民事判決情報を速やかに削除することが考えられる。他方、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報について事後的に是正するための仕組みを設けるのであれば、これを迅速に行うため、情報管理機関において、仮名処理実施後も仮名処理前の民事判決情報を保管管理しておくことも考えられる。そこで、仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについて、どのように考えるべきか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点4・論点の説明要旨）

- 仮名処理前の民事判決情報を削除する必要性等
 - ・ 仮名処理前の民事判決情報には、個人である訴訟関係人の氏名、住所等が含まれているところ、外部からの不正アクセス等のリスクを考慮すれば、こうした情報は用済み後速やかに削除するのが望ましいと考えられる。もっとも、後記のとおり、仮名処理後も、事後的な是正措置等のために仮名処理前の民事判決情報を参照する事態が具体的に想定されることからすれば、情報管理機関において仮名処理前の民事判決情報を保存する必要性は否定できないところである。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点4・論点の説明要旨）

- 事後的な是正措置等との関係
 - ・ 本検討会においては、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報について事後的な是正をするための仕組みを設けることの検討が進められているが、特に仮名化基準に適合的な仮名処理がされているものの、その処理がために裁判所の判断及び判断の過程の理解に不可欠な情報が不足している旨の申出を受け付けることとする場合は、仮名処理前の民事判決情報を参照することが不可欠であると考えられる。例えば、仮名処理をすべきではない情報に仮名処理が行われている場合（いわゆる対象語句の特定の誤り。「山中の道で…」との文に含まれる「山中」を訴訟関係人の氏名の一部と誤って「Xの道で…」としている場合等）や、仮名記号の置換の誤りがある場合（いわゆる語句属性の特定の誤り。「X」と置換すべきものを「Y」と置換している場合等）には、仮名処理前の民事判決情報を参照して、再度仮名処理を実施する必要があると考えられる。
 - ・ また、財団P Tにおいては、民事判決情報をビッグデータとして利用する場合など、利活用機関における利活用の目的によっては、仮名化後の民事判決情報では所期の目的を達することができず、また、その利活用の方法に照らして仮名化前の民事判決情報を提供しても訴訟関係人のプライバシー等の権利利益が損なわれるおそれがない場合があり得るのではないかと指摘があり、このような場合には、仮名化すべき範囲につき、利活用機関に厳格な守秘義務を課し、さらにセキュリティ措置を担保した上で一定の例外的取扱いを許容することが考えられるとの意見があった。こうした取扱いを許容することとするのであれば、所定の仮名化基準とは異なる基準の下で民事判決情報を提供することとなるから、情報管理機関が仮名処理前の民事判決情報を参照する必要性が生じる可能性があるのではないかと思われる。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点4・論点の説明要旨）

- 仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについて
 - ・ 事後的な是正等を迅速に行うためには、情報管理機関において仮名処理前の民事判決情報を消去せずに保管管理することも考えられるが、上記のような事後的な是正を要する事例は、訴訟関係人のプライバシー等が問題になり得る仮名漏れの事例と異なり、必ずしも迅速な処理が求められるものではないと考えられ、必要に応じて再度裁判所から民事判決情報を取得して、仮名処理を実施することも考えられる。しかしながら、再取得が頻繁に行われることとなると、裁判所のシステムに負荷が生じることは避けられない。仮名処理前の判決を相当期間保存し、再取得をせずとも是正措置等を講じることを可能とするなど、是正措置等を行うための情報管理機関側の業務フローを併せて検討する必要がある。
 - ・ また、ビッグデータとしての利用等を想定した例外的取扱いについては、仮にこうした取扱いを認めるとしても、所定の仮名化基準において仮名化されることが想定される情報（訴訟関係人が個人である場合のその氏名の全部、住所及び生年月日の一部、電話番号、預貯金口座番号、クレジットカード番号等の情報）を提供する必要があることは直ちに想定されないと考えられる。そのような必要が生ずるとすれば、事後的な是正処理によって商品名等の固有名詞その他の個人を推知させる情報について仮名処理が実施されたものについて、当該情報の提供が求められた場合等に限られるように思われ、そのような限定的な場合に備えて、仮名処理前の民事判決情報を保管管理しておく必要性は必ずしも高くないと考えられる。
 - ・ そうすると、仮名処理前の民事判決情報については、仮名化基準に従った仮名処理の実施後、一定期間の保存は要するとしても、速やかに消去するのが望ましいとも考えられるが、どのように考えるべきか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点4・再掲）

論点4 情報管理機関において仮名処理前の民事判決情報が漏えいする事態を防止するためには、論点3の安全管理を図るための措置の一環として、仮名処理を実施して基幹データベースに収録した後、仮名処理前の民事判決情報を速やかに削除することが考えられる。他方、基幹データベースに収録された仮名処理後の民事判決情報について事後的に是正するための仕組みを設けるのであれば、これを迅速に行うため、情報管理機関において、仮名処理実施後も仮名処理前の民事判決情報を保管管理しておくことも考えられる。そこで、仮名処理実施後における仮名処理前の民事判決情報の取扱いについて、どのように考えるべきか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点5）

論点5 情報管理機関における仮名処理前後の民事判決情報の取扱いについては、その一部が委託されることも想定されるが、そのような場合における安全管理を図るための措置の在り方について、どのように考えるべきか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点5・論点の説明要旨）

- 委託先に対する監督等の必要性
本検討会におけるヒアリングの結果を踏まえれば、情報管理機関の業務の一部が委託されることも想定されることから、そのような場合における安全管理を図るための措置の在り方についても検討を加える必要がある。
- 他法令における規律の例
 - ・ この点、個人情報法においては、個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないとされ（第25条）、委託先における個人データの取扱いについても、委託元の個人情報取扱事業者による監督を通じて安全管理を図ろうとしている。
 - ・ また、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律においては、認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定医療情報等取扱受託事業者に対してする場合に限り、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することができることとされており（第23条第1項）、委託先が認定事業者に限定されている。また、医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者は、当該医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの委託をした認定匿名加工医療情報作成事業者の許諾を得た場合であって、かつ、認定医療情報等取扱受託事業者に対してするときに限り、その全部又は一部の再委託をすることができることとされ（同条第2項）、委託元の許諾を得ることや再委託先が認定事業者であることが再委託の要件とされている。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点5・論点の説明要旨）

- 民事判決情報について
 - ・ 民事判決情報は、その元となる判決書の原本が、制度上、公開のプロセスを経て生成され、閲覧等制限の決定がない限り、誰でも閲覧できることとされていることからすれば、個人データ一般と比べても、特に安全管理措置を講ずる必要性が高いとはいい難いように思われる。そうすると、委託先における安全管理については、少なくとも個人情報と同様、委託元、すなわち情報管理機関による必要かつ適切な監督を通じて図ることとしても十分ではないかとも考えられる。
 - ・ 他方、制度に対する信頼を確保するとともに、民事裁判の利用者に萎縮効果を生じないようにする観点からは、安全管理の徹底を図るため、委託先について主務大臣による認定の制度や届出の制度を設けることなども考えられる。
 - ・ 以上を踏まえ、委託先における安全管理を図るための措置の在り方について、どのように考えるか。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点5・参考）

○ 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

（委託先の監督）

第二十五条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

○ 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）

（委託）

第二十三条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定医療情報等取扱受託事業者に対してする場合に限り、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することができる。

2 前項の規定により医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者は、当該医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの委託をした認定匿名加工医療情報作成事業者の許諾を得た場合であって、かつ、認定医療情報等取扱受託事業者に対してするとき限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

3 （略）

（委託先の監督）

第二十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託した医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理が図られるよう、主務省令で定めるところにより、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第2 情報管理機関の適格性等

2 各論（論点5・再掲）

論点5 情報管理機関における仮名処理前後の民事判決情報の取扱いについては、その一部が委託されることも想定されるが、そのような場合における安全管理を図るための措置の在り方について、どのように考えるべきか。